



# 会社は「目的」に縛られるのか？

西尾孝幸 弁護士  
みらい総合法律事務所代表パートナー

共同事務所のボス、ベテランの待名弁護士のところへ、顧問先会社の登記簿謄本を持って若手弁護士のイング（急具）君が相談に来ました。

「待名先生、顧問先のA不動産株式会社の担当者から相談がありました。ある地主さんから、自分の土地にビルを建てて、その管理をA社に任せたいが、資金が足りないのです、A社に融資をしてもらえないかと頼まれた。これに応じていいかという内容でした。でも、A社の定款の目的には『融資する』ことの記載がありません。法人は定款で定められた目的の範囲内ではしか権利能力はない、と民法34条が定められていますので、A社はその地主さんに融資できないのではないかと思いますか？」

ちなみのA社の定款の目的は次のようになっていました。

- 1 当会社は以下の事業を行うことを目的とする。
- 1 不動産の売買、仲介、あっせん
- 2 不動産の賃貸、管理業務
- 3 不動産に関するコンサルティング業務
- 4 その他前各号に付帯もしくは関連する一切の業務

待名先生「確かに君の言うように会社の権利能力を、定款記載の目的に限る、と狭く解釈する判例もだいぶ前にはあったが、今では定款の目的の範囲は、抽象的に広く解釈されている。岸田首相（当時）が今年春先に『企業の政治献金は最高裁も認めている』と発言したが、君はその昭和45年の八幡製鉄事件の最高裁判決を忘れたのかね」

「八幡製鉄事件」とは、自民党への政治献金350万円について、株主の一人が「それは定款の目的を逸脱するものだ」として、役員らにその分を会社に賠償するよう請求した「株主代表訴訟」です。八幡製鉄の定款の目的は「鉄鋼の製造及び販売ならびにこれに付帯する事業」とあります。もちろん「政治献金」は定款の目的には記載されていま

法律の隙間をめぐる対話の2回目です。今回は会社の定款の目的の隙間のお話です。

人間はふつう、目的を背負って生まれることは、あまりないでしょう。しかし会社の場合、誕生に先立って、まず定款で会社の目的を定めねばなりません。目的が商号などとともに登記されて初めて会社は誕生します。そして民法は、会社を含め法人は、定款の目的の範囲内で権利を有し義務を負うと定めます。では、会社は定款の目的に掲げられたこと以外はできないのか、が今日のテーマです。なお登場する人物、会社も事案も架空のフィクションです。

せん。最高裁のこの判決は、「会社は定款の目的の範囲内で権利能力を有する」ことを前提としつつも、「目的の範囲内の行為とは、目的遂行のために直接・間接に必要な行為を含む。会社は、社会の構成単位である以上、社会的負担は目的の遂行上必要だ。政治献金も同様で、政党政治の健全な発展に協力することは社会的実在たる会社として当然期待されるから、目的の範囲外とは言えない」との判断を示しました。

待名先生は続けて「最高裁はこの昭和45年の前から目的の範囲を広く解釈している。例えば『牛豚精肉並びにその加工品の販売等その他これに付帯する一切の事業』との定款の目的の会社について、『抵当権設定など』も目的の遂行に必要な行為とした。目的の遂行に必要な範囲は、定款記載の目的だけに限定されず、抽象的に広く解釈されるようになったから、今日では、会社の行為が定款の目的の範囲外だとして無効にされることはほとんどなくなった。特に、A社の場合の融資は、本来の不動産の賃貸・管理の事業に関連するから、定款の目的の遂行に必要な範囲内の行為と言える。だから繰り返し行うのでなければ、融資すること自体は問題ない」とイソグ君に指導しました。

さて、2、3日してイソグ君は文献を調べて、待名先生のところに来ました。イソグ君は定款の目的を広く解釈することには疑問を持っているようです。

「昭和45年の最高裁の判例については、特定の政党への寄付が自由主義経済の発展に結びつくとも言えないとか、献金に反対する株主の保



護に欠けるとか、いろいろ批判もあるようですね。

私は、会社の株主は、会社の営利活動での利益を期待して出資しているのだから、対価を生まない、定款の目的に記載のない非営利の活動への会社の支出は制限すべきだと思いますが」

待名先生「確かに自民党への政治献金については議論があるだろうが、社会的貢献として非営利のさまざまな慈善事業や環境保護活動などを支援するのは、現在はまだに企業に期待される役割となっている。企業の定款の目的を全体としてみれば、そういう社会貢献関連の支出も相当な金額なら認められるだろう。それに、目的にあまりに縛られすぎるのは、企業の発展を阻害する。会社にはむしろ目的による権利能力の制限はなくすべきだという意見もある。哲学者の國分功一郎先生は『目的への抵抗』（新潮新書）のなかで、コロナ禍での移動制限を批判して、『現代社会はあらゆるものを目的に還元し、目的からはみ出るものを認めようという社会になっている。自由は目的を超える。目的に縛られない自由こそ人間の証しだ』と述べている。現代は、コンプライアンスだ、ガバナンスだとうるさい時代だが、会社の定款の目的にも隙間を認めて、少し自由にしたほうが会社にも社会にも活力が出るんじゃないかな」

にしお・たかゆき 昭和24年生まれ、鹿児島県出身、東京大学法学部卒業、昭和51年弁護士登録（第二東京弁護士会所属。平成10年「みらい総合法律事務所」を設立、現在代表パートナー弁護士（所属弁護士23名。企業法務を中心に、債権回収、流通、不動産、ネット取引などを扱う。放送大学、立教大学で非常勤講師を歴任。著書「社長！その対応はコンプラ違反です」（はる出版）、「売買・賃貸不動産トラブルQ&A」（共著、不動産流通研究所）など。